

00536

鳥取縣公報

鳥取縣公報

第九百六十九號
昭和十三年十月七日 金曜日

告示

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第五百八十三號
米穀販賣高調査員左ノ通異動アリタリ
昭和十三年十月七日

一解囑並嘱託ノ部

解囑者氏名	嘱託者氏名	擔當調査區域	職務ヲ執ルベキ場所	嘱託月解囑
三上國武	中田要三郎	日野郡石見村	石見村役場	昭和十三、九、三十
山口長利	矢田茂	東伯郡社村	社村役場	同
入座貞良	福井幸夫	同下鄉村	下鄉村役場	同

◆鳥取縣告示第五百八十四號

00537

管下八頭郡畜産組合ニ對シ八頭郡船岡村大字船岡ニ於テ臨時牛馬市場開設ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依ル賣買交換停止區域及期間左ノ通指定ス

昭和十三年十月七日

鳥取縣知事 立 清 反

一 市 場 開 催 日	昭和十三年十月七日
二 停 止 區 域	八頭郡、船岡村、大伊村、國中村、國英村
三 停 止 期 間	市場開催日及其ノ前後各一日間

選 舉 告 示

◆選舉告示第六號

昭和十三年十月執行縣會議員補闕選舉東伯郡選舉會ノ場所及日時左ノ通定ム

昭和十三年十月七日

縣會議員補闕選舉東伯郡選舉長

地方事務官

大

村

霧

東伯郡倉吉町

成徳尋常小學校講堂

昭和十三年十月十六日前八時開始

00538

彙 報

十月五日發行「週報」掲載內容左ノ通ソ

週報第二百三號掲載內容

一 事變と外人獻金美談 (陸軍省情報部)
 一 田家鎮攻略 (同)

一 歐洲大戰後の列國

復復軍人保護對策

一 進擊する海軍湖江部隊 (海軍省海軍軍事普及部)

一 行刑と銃後活動

(司 法 省)

一 支那新政權の發展 (外務省情報部)

學務部社會課

滿蒙開拓青少年義勇軍本隊第四次募集

我が純眞な青少年諸君が満洲に渡り、大陸の新天地で農業を通して心身の鍛錬をはげみ、成長してから満蒙開拓の中堅人物となることは小さく見れば青少年諸君の身を立てる爲でもあり、大きく見れば我國と其の兄弟國である滿洲國との双方の發展に役立ち、延いては東洋平和の礎を築くことになるのであつて、之こそ男子としての大きな喜びでありませう、此の點から考へまして、拓務省は從來の壯年者を以て編成する集團農業移民の外に、新に青少年を以て組織する開拓團、即き青少年義勇軍送出の計畫を樹てまして、差當り昭和十三年度に於て三萬人を募集、送出することに決定し既に本縣に於きましても二百八十餘名勇躍奮起して居ります。就きましては遠大な理想に燃ゆる全國青少年諸君が多數奮つて此の企擧に賛同せられ、此の募集に應ざれんことを切に希望する次第であります。

(一) 年 齡 數へ年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳(但し十二月二日以降生れの者に限り二十歳でも差支へなし)迄の者

(二) 經 歷 學歷は尋常小學校を修了した者であることを要しますが、職歴は其の如何を問ひません。

(三) 健康狀態 身體が強壯で現地に於て共同生活並に農耕に從事し得ることが必要です。從つて學校時代に體格検査表に發育概評「丙」と書いてあつた者や、醫者が診て呼吸器又は心臓が悪いとか、脚氣があるとか、神經系の疾患があるとか、痔瘡、重症

03539

トロボーム其他悪性の傳染性疾患のある者はいけません。尙其の他身體に故障のある者は全治後應募する様にして下さい。

(四) 其の他 父兄の承諾あることが絶對必要ですが、本人自身も我が大和民族の先驅として大陸經營の第一線に進んで立つだけの鞏固な意志と、満洲に骨を埋める決心をしてゐる者でなければなりません。

申込

ハ十月末日限リ

詳細 ハ市町村役場、小學校、縣社會課學務課=問合セ下サイ

學務部社會課

滿洲農業移民幹部募集

一 募集の目的

將來集團移民又は青少年義勇軍の幹部として夫々の任務に從事し移住地理想農村の建設に邁進し以て満洲開拓の聖業に盡瘁する者を募集するを目的とす。

二 募集の種類

(イ) 集團移民幹部

321 團長 農事指導員

(畜醫)

(ロ) 青少年義勇軍幹部

21 現地訓練所職員

訓練生直接指導員

三 應募資格

概ね左記に依るものとす

4321 中等學校卒業以上の學歴を有し農村の指導、又は教育其他實際の經驗を有するもの

4331 年齢四十歳以下のもの

4332 身体強壯、質實強健にして意志鞏固なる者

4333 妻帶者にあり別居生活を爲し得る者

四 其他詳細

ハ市町村役場、小學校、縣社會課ニ問合セ下サイ

4334 今回ノ申込

ハ來ル十月末日締切テス

昭和十三年十月七日印制

昭和十三年十月七日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所